

## 他市の条例に位置付けられている主な項目

## 総則 1 前文

本則の前に置かれ、制定の由来や主旨、基本原理、制定者の決意などを示す

## 総則 2 目的

規定している事項、何を目指しているのかを規定

## 総則 3 定義

用語の意義（市民、協働、参画・参加、まちづくりなど）

## 総則 4 基本理念・基本原則

自治やまちづくりの目標、進め方について規定

## 市民 5 市民の権利・責務

地方自治法に規定されていない新たな権利を開発・保障し、権利と共に責任や役割を規定

## 市民 6 事業者の権利・責務

社会経済システムに起因する都市問題を考えた場合、事業者の権利・責務も規定が必要

参考：住環境への配慮、地域社会活動への参加・協力

## 市民 7 情報共有の原則と施策

自治体に限らず市民活動団体も公共サービスの提供主体であり、それぞれが持つ情報は共有財産として活用すべきという規定

## 市民 8 行政情報を知る権利

市民が自ら考え行動する前提としての権利保障

## 市民 9 個人情報の保護

個人の権利や利益が侵害されないようにする措置

## 市民 10 会議公開の原則

政策形成に影響のある議論をできるだけ公開し、市民の適切な判断・決定を可能にする

## 行政 11 説明責任

政策決定・実施・評価に市民が参加するための前提措置

## 行政 12 意見・要望・苦情等への対応

速やかに応答しなければならないという規定

## 行政 13 行政評価

サービスの受益側から見ての効果を考えるもの。効率性や費用対効果を考える

## 行政 14 参加・協働の推進

住民自治条例の中心的な規定。参加や協働の制度・システムの用意

## 行政 15 参加の権利・責務

地方自治法には規定されていない参加権を条例で認める参加は同時に責務も伴う

## 市民 16 総合計画等の策定における参加・協働

既に市民参加が行われているが、住民自治条例で保障し、一般化する

## 市民 17 意見の提出及び募集

市民参加の推進や政策形成における公正性と透明性の向上に資する

## 市民 18 住民投票

住民投票制度を設けることができるという条文を置き、自治の基本的な事項として規定

## 市民 19 附属機関等への参加

既に実施済みの自治体が多いが、条例で保障し、一般化する

## 市民 20 市民委員会の設置

この条例に基づく市民自治を推進するために新たに市民委員会を設置する

## 市民 21 コミュニティの意義と支援

コミュニティがまちづくり、地域社会の担い手である点を明文化し、意義や育成、支援について規定

## 行政 22 市区町村及び執行機関の基本的な役割・責務

市区町村、各種行政委員会（教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会等）の責務の規定

## 行政 23 首長の責務

自治の実現にとって重要な事項を規定

## 行政 24 職員の責務・育成

職員の心構え、市民との協働・支援、政策能力の向上など分権・協働時代の公務員像

## 行政 25 執行機関の組織・執行体制

組織や機構は、市民ニーズや多様化する課題に的確に対応できるものでなければならないものであるため、執行機関の組織、執行体制のあり方について基本的な考え方を規定

## 総則 26 総合計画に基づく行政運営

まちづくりの最上位計画で、総合的、計画的な行政運営を進めていく上での基本的な指針となるため、条例で規定する

## 行政 27 行政手続

行政運営の公正と透明化を図り、市民の権利利益の保護に資するための規定

## 総則 28 総合的な行政サービスの提供

行政サービスの基本方針として、行政の縦割りを排して総合的な行政サービスを提供する

## 行政 29 財政運営の基本事項

予算編成や執行、財政の状況等が市民にわかりやすく公表され、適正かつ効率的に執行されるよう基本事項を規定

## 行政 30 議会

議会に関する事項や首長と議会との関係、議会の政策立案や市民との協働等に関する規定

## 行政 31 自治体・国等の他機関との連携協力

一自治体では対応できない行政課題等を他の自治体や国・県との連携により共通課題の解決を図る規定。連携の必要性の宣言、確認

## 総則 32 この条例の検討・見直し

一定期間が経過した時に条例を見直し、自治の基本条例にふさわしいかどうかを検討するという規定

## 総則 33 この条例の位置づけ

自治体の最高法規であり、基本条例であること